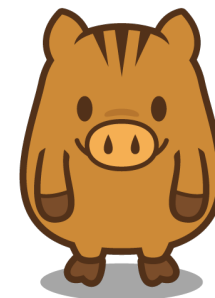




大学院新入生ガイダンス 人文学研究科

2020年度（令和2年度）の学生便覧を手元に用意してください。111頁以降の記載事項について、重要な箇所を以下でピックアップしていきます。確認しながら、疑問点などがあれば、大学院委員にメールをお送りください。

中畑：[igitur\[at\]people.kobe-u.ac.jp](mailto:igitur@people.kobe-u.ac.jp)



では説明を始めたいと思いますが、その前に、

【重要】

「教務関係連絡事項」をよく読み、諸届を締切期日に
遅れないよう提出することを忘れないでください。

✖ 切厳守！

111頁を開いてください。履修について説明します。

・人文学研究科規則第13条に従い、授業科目及び単位数は、116～125頁記載の「別表2」のとおりとします。授業科目の履修に当たっては**指導教員の承認を得て**、学期の初めに所定の履修届を提出しなければなりません(第16条)。指導教員は第15条で規定されたとおりです。また、副指導教員**一名を他講座の先生**から選ぶ必要があります。所属先の教員と相談のうえ決めてください。以上については、今年度に限り、**指導教員からの承諾メール**を以って代えることにします。

112頁

第16条の2にあるとおり、他の研究科の授業科目を履修しようとする場合も、**指導教員の承認**を得てください。人文学研究科長を経て、当該研究科長の許可を受ける必要があります。修得した単位は教授会の議を経て、第24条に規定する単位(後で説明します)として認められます。

研究科と協定している他大学(外国の大学を含む)の大学院の授業科目を履修することもできます。

休学期間中については、第17条を読んでください。授業履修・単位認定には必ず教授会での議を経なければなりません。

113頁に移ります。

ここでは課程の修了要件を説明します。第24条を見てください。

博士課程の場合、**3年以上の在学、10単位以上**の修得が必要です。標準年次のあいだに博士論文を書き上げることを目指してください。優れた業績をあげた者は早期修了も可能です(3項を確認)。

後期課程では、研究科共通科目を**2単位以上**修得する必要があります。

詳しくは120頁をご覧ください。

日本語日本文化教育プログラムについて

このプログラムは、学生各自が専攻する研究の特性を生かしながら、留学生に対する日本語日本文化教育の実践をとおしてコミュニケーション能力を身につけ、異文化理解の基本姿勢を学びます。

現代社会の要求に応じた知識や実践能力を持った、国際性と幅広い視野を獲得できるはずです。

海外で日本語や日本文化を教えるチャンスがあるかもしれません。

詳しくは「学生便覧」129頁を参照してください。

ここで学修の流れを確認しましょう。142頁を開いてください。「学修プロセスフロー」を見てください。

後期課程の学生は、①「指導教員・研究テーマ届」を4月27日に、②「博士論文作成計画書」を5月20日に忘れずに提出してください。

2年次で重要なことは、9月下旬に予定されている「公開研究報告会」です。ここで研究報告を行う必要があります。

3年次では、5月末に「博士予備論文」を提出し、それを基に6月最終水曜日に博士予備論文公開審査を受けてください。

* 指定された公開研究報告会の日時は厳守してください。

★ 特別研究員制度(D2やPhD)に関する案内やセミナーにも参加しましょう。書類の書き方やプレゼンの戦略などを知ることができます！

海外留学や諸般の事情で個々人のスケジュールは変わってくるかもしれませんが、皆さんの大学院での研究は基本的にこの学修プロセスフローに従って進んでいきます。

早期修了については様々なケースが考えられますので、前期課程では143-144頁、後期課程では145頁の「申合せ」を読んでください。



以下では、学生生活について説明します。

まず、大学院学生研究室の使用についてです。
「学生便覧」178頁の「大学院学生研究室の使用について」
を参照してください。

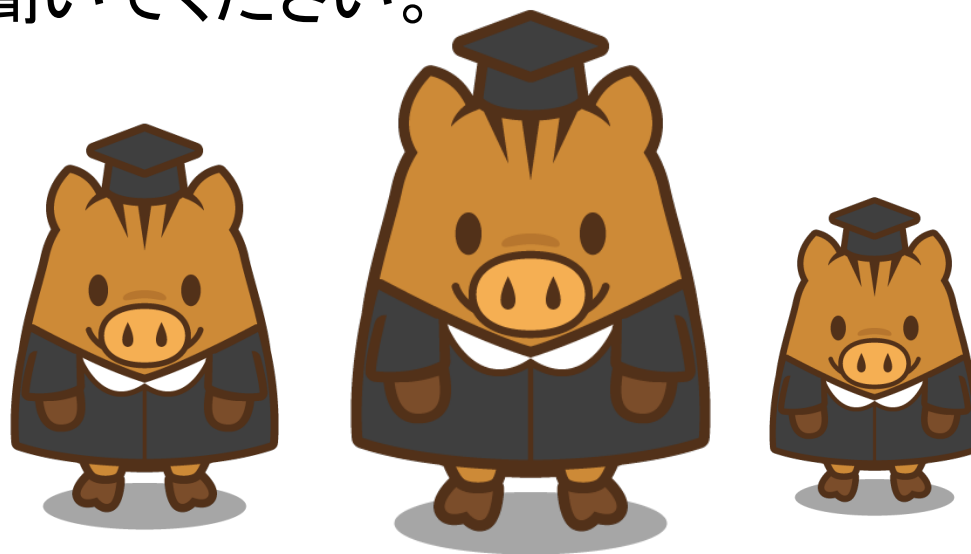
自分の机だけでなく、部屋の整理整頓も心懸けましょう。

なお、事務室の勤務時間外に使用する場合は次の点に
充分注意してください。

(1) 事故が発生した場合は、**理学部研究科警務員**のガードマンに連絡するとともに、指導教員等にも連絡してください。

(2) 研究科学舎を退出する際には、事故防止のため必ず「夜間専用出口」の施錠を確認し、**開放のままとしない**でください。

大学院学生研究室を使用できるのは、標準年次のあいだだけになります。詳しくは院生協議会や諸先輩の説明をよく聞いてください。



ハラスメントの被害にあったときの相談は、事務局ホームページ「ハラスメント相談員名簿」(学内利用者のみアクセスできます)の相談員に申し出てください。保健管理センター「こころの健康相談」カウンセラーなどにも相談できます。

次は車両規制についてです。

自動車、単車の乗入れは騒音による授業等の妨げとなるだけでなく、交通事故にもつながります(毎年、事故が報告されています)。

また、駐車場も少ないため、入構制限をしています。入構の許可や駐車の許可などについて詳しくは、「学生便覧」178-182頁をご覧ください。

遵守事項をきちんと守りましょう。

最後に、健康診断、救急措置、健康相談に関することを説明して終わりにします。詳しくは「学生便覧」183-185頁に記載されていますので、確認しておいてください。

特に次の2点のみ注意喚起をしておきます。

(1)健康診断について

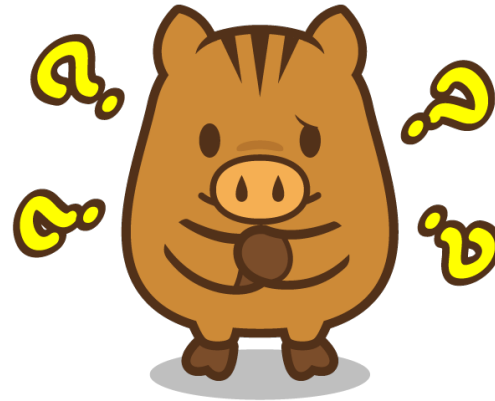
本学では毎年1回「定期健康診断」および「臨時健康診断」を実施しています。全員**必ず受診してください**。

(2)健康相談および救急措置について

精神的、身体的健康管理に関する専門的な業務を行う施設として、保健管理センターが設置されています。神戸大学本部庁舎の2階にありますので、場所を把握しておきましょう。

ガイダンスは以上です。お疲れさまでした。

もしなにか質問などがあれば、遠慮なく教務・学生係にお尋ねください。



また、本年度の大学院委員担当の中畑教員も対応いたします。

研究室：A棟4階417号室

e-mail：[igitur\[at\]people.kobe-u.ac.jp](mailto:igitur@people.kobe-u.ac.jp)